

## アルファケア指定短期入所生活介護事業所 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社 アルファケアが設置経営する短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### (運営の方針)

第3条 本事業において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護サービスを提供する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

アルファケア南甲府介護施設指定短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

山梨県甲府市南口町2番7号

(職 員)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |  |       |
|--|-------|
| 1 管理者  | 1名    |
| 管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。   |       |
| 2 医師   | 1名    |
| 医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。   |       |
| 3 生活相談員  | 1名    |
| 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。 |       |
| 4 機能訓練指導員  | 1名以上  |
| 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。  |       |
| 5 看護職員   | 2名以上  |
| 利用者の健康チェック、保健指導ほか看護業務全般を担当する。  |       |
| 6 介護職員   | 13名以上 |
| 介護職員は利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。  |       |
| 7 栄養士  | 1名    |
| 栄養士は、食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等を行う。  |       |
| 8 調理員  | 必要数   |
| 調理員は、利用者の給食業務を行う。  |       |

(利用定員)

第7条 利用定員は37名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

1) 介護

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の

充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者（以下、「事業者」という。）は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業者は、利用者的心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

## 2) 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者的心身の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供し、必要に応じて食事の介助を行うものとする。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

## 3) 機能訓練

事業者は、利用者的心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

## 4) 健康管理

事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置をとるものとする。

- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の必要な所用のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

## 5) 相談及び援助

事業者は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

## 6) 送迎サービス

利用者的心身の状態、家族等の事情等から送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し事業所と居宅間の送迎サービスを実施する。

## 7) その他のサービスの提供

事業者は、教養娯楽施設等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にはその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
- 1 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（個室）の提供を行ったことに伴い必要となる費用（滞在費含む）。2,000円／日
- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用。  
(通常の実施地域を越える地点から片道1km毎275円（税込）
- 3 1日あたりの食費・・・3,200円／日（税込）
- 4 滞在費・・・915円／日
- 5 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実費
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 5 介護報酬の介護保険負担割合証によって、相当分が利用者負担となります。その他に日常生活費として、下記の自己負担分を徴収させて頂きます。
- ① 理容サービス・2,970円（税込）  
② その他（日用雑貨・リース電気製品・TV貸出・特別クリーニング代など）

(通常の送迎の実施地域)

- 第10条 通常の指定短期入所生活介護利用に係る送迎の実施区域は次のとおりとする。  
甲府市内全域。

#### (衛生管理等)

- 第11条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

#### (緊急時等の対応)

- 第13条 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### (事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

- 第15条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに非常災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。
- 2 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確

認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 3 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 4 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は 家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 個人情報の利用の同意条項は、以下の通りです。
  - ① 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。
  - ② 利用者は、介護支援専門員が必要な場合には、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護保健施設、若しくは病院の医師等に利用者本人の情報提供することに同意します。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束その他の行動制限)

第19条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に投与する等の方法による身体拘束を行いません。

- 2 事業者が、利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。  
また、この場合事業者は、事前または事後すみやかに、利用者の身元引受け人または利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明します。
- 3 事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に基づく事項を記載します。
- ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
  - ② 前項に基づく事業者の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
  - ③ 前項に基づく利用者の身元引受け人又は利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとり概要。

(地域との連携)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(短期入所生活介護計画の立案及び作成)

第22条 おおむね4日以上連續して入所する利用者については、短期入所生活介護計画にもとづき、漫然・画一的にならないようにサービスを提供します。計画は利用者の心身の状況・希望・環境をふまえて、サービス開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの目標と目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成されます。作成に当っては、その内容を利用者または家族に説明し、利用者の同意を得たうえで、利用者に交付します。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止

するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(秘密保持)

第24条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後も、第三者に漏らしてはならないものとします。

- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をする事が出来るものとします。

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アルファケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月13日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑯)

この規程は、平成13年11月1日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑯)

この規程は、平成14年4月17日から施行する。(変更事項⑥・⑩・⑯)

この規程は、平成14年12月1日から施行する。(変更事項②・③・⑤・⑩・⑯)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。(変更事項⑥・⑩)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(変更事項⑯)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。(変更事項⑯)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。(変更事項⑯)

この規定は、平成26年9月1日から施行する。(変更事項⑯ 利用定員・介護職員数)

この規定は、平成26年12月1日から施行する。(変更事項⑯ 利用定員・介護職員数)

この規定は、平成27年4月1日から施行する。(変更事項⑯ 送迎費・食費・滞在費)

この規定は、平成27年8月1日から施行する。(変更事項⑯ 滞在費)

この規定は、平成29年11月1日から施行する。(変更事項⑯ 利用定員・介護職員数・食費)

この規定は、平成30年8月1日から施行する。(変更事項⑯ 利用料及びその他の費用の額)

この規定は、令和1年10月1日から施行する。(変更事項⑯ 食費・滞在費)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。(変更事項⑯ 変更、追加)

この規定は、令和6年6月7日から施行する。(変更事項 第1条)

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。(変更事項 食費・滞在費)